

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年八月五日から同年十二月五日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するよう提出してください。

平成二十六年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）アクロスプラザ橿原
所在地 橿原市曾我町四五番一
- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）五、九〇一平方メートル
（変更後）五、一七四平方メートル

- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 二一五台
（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 二四二台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 三〇台
（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 一五二台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
面積 八五平方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 六〇平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 二一立方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 七八・三立方メートル

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名称	開店時刻	閉店時刻
ロイヤルホーム センター株式会 社	午前九時	午後八時
株式会社桶谷		
株式会社三城		
株式会社キタム ラ		

(変更後)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社桶谷	午前九時	午後九時
未定物販一	午前九時	翌日の午前一時

未定物販二、三 午前九時

午後九時三十分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後八時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から翌日の午前一時三十分まで

三 変更に係るもの以外の事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) アクロスプラザ榎原

所在地 榎原市曾我町四五番一

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大和情報サービス株式会社

住所 東京都台東区上野七丁目一四番四号

代表者 藤田 勝幸

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社桶谷	桶谷 陸	吉野郡吉野町新子三二七
未定物販一〜三		

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

四 変更する年月日

平成二十七年三月九日

五 届出年月日

平成二十六年七月八日

六 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

七 縦覧期間

平成二十六年八月五日から同年十二月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

八 縦覧時間

午前九時から午後五時まで。ただし、平成二十六年八月五日から同月二十九日まで
の間にあつては、午前八時三十分から午後四時三十分まで